

[契印・公印省略]

消防国第 125 号
消防運第 104 号
令和 5 年 11 月 21 日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部
国民保護室長
国民保護運用室長

弾道ミサイル発射に係る情報伝達について

内閣官房から別添「弾道ミサイル発射に係る情報伝達について」（令和 5 年 11 月 21 日付け閣副事態第 513 号内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣審議官通知）により、北朝鮮から 11 月 22 日午前 0 時から 12 月 1 日午前 0 時（日本時間）までの間に衛星を打ち上げることにについて通報があった旨、通知がありました。

つきましては、貴都道府県内の市区町村に対し、この旨周知をお願いいたします。

(連絡先)

担当：【Jアラートについて】

消防庁国民保護・防災部 国民保護室
安西課長補佐、関根係長

TEL:03-5253-7550

【国民保護事案・連絡体制について】

消防庁国民保護・防災部 国民保護運用室
富田課長補佐、島田係長

TEL:03-5253-7551

閣副事態第513号
令和5年11月21日

各指定行政機関危機管理部局長 殿
各都道府県知事 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣審議官 門前 浩司

弾道ミサイル発射に係る情報伝達について

弾道ミサイルが発射され、我が国の領土・領海に落下する又は我が国領土・領海の上空を通過する可能性があるとは判明した場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び緊急情報ネットワークシステム（エムネット）を使用して情報伝達を行うこととしている旨、令和5年4月24日閣副事態第224号にて、お知らせしたところですが、本日、北朝鮮より11月22日0時～12月1日0時（日本時間）の間に衛星を打ち上げるとして、資料のとおり、通報がありました。

なお、防衛省・自衛隊においては、防衛大臣からの破壊措置命令に基づき、所要の態勢を構築しているところです。

令和5年9月4日閣副事態第397号にて、防衛省から伝達されるミサイル関連情報から導き出される予測飛翔範囲の下にある都道府県だけではなく、その隣接都道府県にもあらかじめ送信を行う運用を9月1日より開始した旨、お知らせしたところです。一方で、今般、北朝鮮が通報のとおり弾道ミサイル技術を用いた発射を行った場合、発射されるものは沖縄県の上空を通過することが見込まれることから、実際に通報期間中に通報された区域に向けて発射が行われた場合には、沖縄県のみならずJアラートを送信することとします。ただし、沖縄県以外の上空を通過する可能性があるとは判明した場合には、当該都道府県にもJアラートを送信します。

つきましては、指定行政機関危機管理部局長にあっては、所管する指定地方行政機関及び指定公共機関に対して、都道府県知事にあっては、貴都道府県内の市区町村及び指定地方公共機関に対して、周知をお願いします。

（連絡先）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
国民保護企画担当

石田 wataru.ishida.r8n@cas.go.jp

松本 nobuyoshi.matsumoto.j5c@cas.go.jp

加藤 daichi.kato.f2i@cas.go.jp

佐藤 em-net.m4k@cas.go.jp

電話：03-3581-3465

北朝鮮水路当局からの通報について

北朝鮮による人工衛星打ち上げ

期間 11月22日午前0時～

12月1日午前0時（日本時間）

